

重 要 事 項 説 明 書（介護予防福祉用具貸与・福祉用具貸与）

1. 指定福祉用具貸与サービスを提供する事業者について 2. 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

事業者名称	株式会社 一歩
代表者氏名	代表取締役 中谷 剛士
本社所在地	大阪府茨木市千提寺 293 番地
連絡先	TEL: 072-697-8556
	FAX: 072-697-8557
法人設立年月日	令和 2 年 9 月 1 日

事業所名称	一歩ケアサービス
介護保険事業所番号	2 7 7 4 2 0 5 4 8 4
事業所所在地	大阪府茨木市千提寺 293 番地
管理者	中谷剛士
連絡先	TEL: 072-697-8556
	FAX: 072-697-8557
通常事業の実施地域	茨木市、高槻市、箕面市、吹田市、豊能町、池田市、寝屋川市
事業所の職員体制	福祉用具専門相談員 2 名以上
	事務職員 1 名

3. 営業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日（祝日を除く）
	その他年間休日 12/29～1/4
営業時間	午前 9 時～午後 6 時

4. 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	「事業者」は、「利用者」に対し適切な福祉用具を用いてその心身の機能を補い、居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事を目的として福祉用具を選定し、その相談及び貸与を行う。
運営の方針	1. 事業の実施にあたっては利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。 2. 福祉用具貸与や販売において、「事業者」の専門相談員は、要介護状態となった場合においても、その「利用者」が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう「利用者」の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定援助、取付け、調整等を行い、貸与することにより、「利用者」の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、「利用者」を介護する者の負担の軽減を図ることを目的とする。 弊社が提供いたしますサービスは現状第三者評価の実施を受けておりません。

5. 提供するサービスの内容（種目）※品名・利用額などの詳細は、契約時に別添いたします。

車いす 車いす付属品 特殊寝台 特殊寝台付属品 床ずれ防止用具 体位変換器 手すり スロープ※ 歩行器※ 歩行補助杖※ 認知症老人徘徊感知器 移乗リフト（つり具の部分除く） 自動排泄処理装置

※歩行器（歩行車は除く）、多点杖、スロープ（移動させない商品に限る）の福祉用具は身体状況や使用環境を踏まえて福祉用具貸与か特定福祉用具購入を選択できます。

6. 福祉用具の納品

「事業者」は、「利用者」の希望に応じて福祉用具を「利用者」へ引き渡すにあたって、福祉用具の使用方法、使用上の注意事項、故障時の対応等を説明し、商品を納入するものとします。

7. 提供するサービスの利用料、利用者負担金額について（介護保険適用の場合）

①レンタル契約の起算日が 15 日以前の場合は月額レンタル料の全額を、16 日以降の場合は 1/2 を請求させていただきます。

②レンタル契約の起算日と解約日が同月内に行われた場合には、月額レンタル料の全額を請求させていただきます。

※レンタル期間が開始 1 ヶ月以内の場合は、1 ヶ月のレンタル料が発生します。

※レンタル期間が開始 1 ヶ月以内のマットレスを“交換”する場合は、別途、消毒代（¥3,000）が発生します。

※介護保険が使えない場合は、全額自己負担となります。

8. 搬入の日時

「利用者」の居宅における福祉用具の搬入の日時について、「利用者」又はその家族が指定することができます。

9. 費用、費用の請求及びお支払方法について

- ① サービス利用料金は 1 ヶ月ごとに計算し、利用者には翌月の請求日にお支払い頂きます。
- ② レンタル費用、その他の費用の額の合計金額により請求いたします。
- ③ お支払方法は、利用者様指定の口座より自動引き落としとなります。

※利用者が正当な理由なく利用者負担金を 3 ヶ月以上滞納した場合には、事業者は文書により 10 日以上の期間を定めて、その期間内に滞納金を全額支払わなければ、契約を解除する旨の催告をすることができます。

10. その他の費用について

- ① 次条に定める通常の事業実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収します。

- (1) 事業実施地域を超えて片道 20km 未満 1,000 円
- (2) 事業実施地域を超えて片道 20km 以上 1km ごとに 100 円加算

- ② 搬入に特別な措置が必要な場合に要する費用については、実費となります。※通常の搬入には費用請求は致しません

11. 虐待防止について

事業者は利用者等の人権擁護・虐待の防止のために、次に挙げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者	管理者 中谷 剛士
-------------	-----------

- ② 従業員に対する虐待防止の啓発・普及する為に研修を実施しています。

- ③ 苦情解決体制を整備しています。

12. 秘密保持と個人情報の保護について

利用者及び その家族に関する 秘密保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為のガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という）は、サービスを提供する上で知り得た利用者及び家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ 又この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
個人情報の 保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良に管理者の注意をもって管理し、又処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります）

13. 緊急時・事故発生時の対応

専門相談員等は、事業の提供により事故が発生した時は、速やかに主治医に連絡し適切な措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者等に報告を行うものとする。

事業所には、事故の状況や事故に際してとった処置について記録すると共に、事故発生の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講ずるものとする。

市町村連絡先：茨木市介護保険苦情調査委員会 茨木市福祉部 介護保険課 電話 072-620-1639

なお、事業者は下記の損害保険に加入しています。

保険会社名	日新火災海上保険株式会社
保険名	ビジサポ（統合賠償責任保険）
保険の概要	身体障害事故、財物損壊事故、業務遂行中の事故

14. 利用者の義務

- ①利用者は、事業者の承諾を得る事なく、レンタル用品の仕様変更、加工・改造等を行うことはできません。
- ②利用者は、事業者の承諾を得る事なく、本契約に基づく権利の全部もしくは一部を第三者に譲渡・転貸することはできません。
- ③利用者は、転居・入院・死亡等、レンタル商品の使用状況に変更があった場合には、速やかに事業者へ通知するものとします。

15. 苦情処理

利用者やその家族からの苦情などに迅速かつ適切に対応するために、事業所に苦情受付窓口を設置します。苦情が生じた場合は、直ちに相手方に連絡を取り、詳しい事情を把握すると共に、従業者全員で検討会議を行い、必ず具体的な対応を行います。又、苦情記録、その対応を台帳に保管し再発を防ぎます。

【相談窓口・苦情申立て窓口】

<事業者の窓口> 一歩ケアサービス 管理者 中谷剛士まで	大阪府茨木市千提寺 293 番地
	電話 072-697-8556 ファックス 072-697-8557
	月曜日～金曜（祝日除く）年間休日 12 月 29 日～1 月 4 日
	午前 9 時～午後 6 時

【各市町村の窓口（苦情・事故等について）】

茨木市	福祉部 介護保険課	茨木市駅前 3-8-13	072-620-1639
大阪府	国保連 介護保険室介護保険課	大阪府中央区常磐町 1-3-8	06-6949-5418
吹田市	福祉部 高齢福祉室介護保険課	吹田市泉町 1-3-40	06-6384-1231
池田市	健康福祉部 介護保険課	池田市城南 1-1-1	072-752-1111
箕面市	福祉部 高齢福祉課	箕面市萱野 5-8-1	072-727-9559
能勢町	福祉課 介護支援担当	能勢町栗栖 82-1	072-731-2150
高槻市	健康福祉部 長寿介護課	高槻市桃園町 2-1	072-674-7167
寝屋川市	福祉部 高齢介護室	寝屋川市池田西町 28-22	072-838-0518

※お問合せ時間及び休日等は、各市町村にお問い合わせください。

16. 身分証携行義務

福祉用具専門相談員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

17. 居宅介護支援事業所等との連携

- ①指定福祉用具貸与の提供に当たり、居宅介護支援事業所及び保険医療サービス、又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ②サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又は、その写しを速やかに居宅支援事業者へ送付します。

18. サービス提供の記録

- ①指定福祉用具貸与の実施ごとに、その貸与の開始日及び終了日、種目及び品名、利用料、福祉用具の使用状況(修理、点検結果等を含みます)等についての記録を行うこととし、その記録は提供の日から 5 年間保存されます。
- ②利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧および複写物の交付を請求することができます。

19. 衛生管理等

- ①従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ②事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。
- ③回収した福祉用具をその種類、材質からみて適切な消毒効果を有する方法により、速やかに消毒すると共に、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区別して保管します。

